

## 上野原市空き家・空き店舗バンク制度の登録について

空き家・空き店舗バンク制度は、空き家等を売りたい・貸したい方(所有者)と、空き家等を買いたい・借りたい方(移住希望者)を結びつける制度です。なお、実際の契約関係については、原則として関係法令により資格を有する者(山梨県宅地建物取引業協会)、または個人間で実施していただくこととなります。

### 【事前確認】

- ① 空き家(営利目的で建築された貸家等は除く)、空き店舗(事業用の建物)又は建物の跡地(宅地)であること
- ② 権利関係に問題が無い物件(未相続等で無いこと)
- ③ 老朽化が著しく危険な物件でないこと

### 空き家・空き店舗バンク登録・契約締結の流れ

- ① 上野原市役所(政策秘書課政策担当)へ連絡  
制度について説明します。物件の所在地や所有者の連絡先などをお伺いします。
- ② 空き家・空き店舗バンク登録申込書を提出
- ③ 物件の現地調査  
市職員が現地に伺い物件の写真を撮影したり、必要な情報を確認します。
- ④ 物件情報の発信  
事前に空き家・空き店舗バンク情報提供申込をされている方にご案内した後、市ホームページなどで物件情報を公開し、利用希望者を募集します。  
物件内覧時には、事前に所有者の方にご連絡し、市職員同伴のうえで行います。
- ⑤ 現地での立ち会い  
市が日程などを調整し、当事者間による現地での立ち会いを実施します。
- ⑥ 交渉・契約  
諸条件を整えたいうえ、当事者間で交渉していただきます。  
契約は、当事者間による直接型または、市が斡旋する第三者に依頼する間接型のいずれかを選択していただきます。  
間接型の場合は、法律に基づき仲介行為に係る報酬等をご負担いただきます。

※登録された年度終了後2年を経過すると登録抹消となります。

